

静岡県地域防災計画新旧対照表（案）

一般対策編	1 ページー 20 ページ
地震対策編	21 ページー 51 ページ
原子力対策編	52 ページ

平成 19 年 6 月 8 日

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
全般	「要援護者」	「災害時要援護者」
全般	「防衛庁」	「防衛省」
全般	「防衛庁長官」	「防衛大臣」
全般	「死体」	「遺体」
全般	「輻輳」	「ふくそう」
全般	「崖」	「がけ」
1	第1章 総論 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関	第1章 総論 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関
2	(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 災害予防 （イ） 応急復旧用資機材の備蓄の推進	(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 災害予防 （イ） 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
3	(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 略 イ 略 ウ 略 （追加）	(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 略 イ 略 ウ 略 <u>エ 土砂災害警戒情報に関すること。</u>
4	2 指定公共機関 （3）日本郵政公社東海支社 <u>キ 病院等による医療救護活動</u> ク 略 ケ 略 （4）日本銀行 ア 略 イ 輸送、通信手段の確保 ウ 略	2 指定公共機関 （3）日本郵政公社東海支社 （削除） <u>キ 略</u> ク 略 （4）日本銀行 ア 略 イ <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> ウ 略

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
4	<p>エ 略</p> <p>オ <u>各種措置に関する広報</u></p> <p>(5) 日本赤十字社</p>	<p>エ 略</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 日本赤十字社<u>静岡県支部</u></p>
5	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>イ 検案（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</p>	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>イ 検案（社団法人静岡県薬剤師会<u>及び社団法人静岡県看護協会</u>を除く。）</p>
9	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域(一級河川)</p> <p>狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年に発生している。また、狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫の恐れがある。</p>	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域(一級河川)</p> <p>狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、<u>17年</u>に発生している。また、狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫の恐れがある。</p>
10	<p>(8) 太田川流域(二級河川)</p> <p>太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。</p> <p>このため、昭和27年度より着手した中小河川改修事業を中心に、激甚災害対策特別緊急事業や、災害関連事業等の導入を図り、改修を実施するとともに、太田川ダムの建設を進めるなど、治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。<u>また、河口近くで合流する支川の仿僧川の流域は特に低平地であり、内水氾濫による浸水被害が発生している。</u></p> <p>(10) 都田川流域(二級河川)</p> <p>都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、改修の進捗や都田川ダムの完成によって下流部は<u>一応の安全度が確保されるようになった。</u>支川の井伊谷川では、地形的狭窄部の上流に位置する浜松市引佐町において溢水による浸水被害が発生している。</p>	<p>(8) 太田川流域(二級河川)</p> <p>太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。</p> <p>このため、昭和27年度より着手した中小河川改修事業を中心に、激甚災害対策特別緊急事業や、災害関連事業等の導入を図り、改修を実施するとともに、太田川ダムの建設を進めるなど、治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。<u>特に河口近くで合流する支川の仿僧川の流域では、近年内水氾濫による浸水被害が多発している。</u></p> <p>(10) 都田川流域(二級河川)</p> <p>都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、改修の進捗や都田川ダムの完成によって下流部では<u>安全度が向上した。</u>支川の井伊谷川では、地形的狭窄部の上流に位置する浜松市引佐町において溢水による浸水被害が発生している</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
11	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が <u>1,539</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>173</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,077</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>178</u> 箇所（いずれも平成 <u>17</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編 4-2-1～4-2-4 参照）</p> <p>なお、これらの地域以外の斜面（資料編 4-2-6～4-2-8 参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p>	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>「土石流・地すべり・がけ崩れ」については県内で砂防指定地が <u>1,552</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>175</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,102</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>682</u> 箇所（いずれも平成 <u>18</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編 4-2-1～4-2-3、4-2-11 参照）</p> <p>なお、これらの地域以外の斜面（資料編 4-2-6～4-2-8 参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p>
13	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 河川災害予防計画</p> <p>1 本県河川の特徴</p> <p>本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺より河床の高いいわゆる天井川となり、<u>堤内の排水を困難</u>にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p>また、<u>河口が閉塞する河川が多い</u>。河口の埋塞は、<u>前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積することに起因しており、流下を困難にすると共に内水排除にも悪影響を及ぼしている。</u>…</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は <u>533</u> 河川、流路延長 <u>2,862.8</u> km、要整備延長は <u>1,885.7</u> km である。（平成 17 年 3 月 31 日現在）これに対し、県は平成 9 年度から平成 15 年度にかけての国の（第 9 次）治水事業 7 か年計画（平成 10 年 1 月 30 日閣議決定、総額 24 兆円）に沿って整備を図った。平成 18 年度は、平成 15 年度に策定された社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月 10 日閣議決定）に基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>（1） 県</p> <p>県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 河川災害予防計画</p> <p>1 本県河川の特徴</p> <p>本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺<u>地盤</u>より河床の高いいわゆる天井川となり、<u>堤防背後地の排水を困難</u>にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p>また、<u>前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積し、河口が閉塞する河川が多い</u>。河口閉塞は洪水の流下を<u>阻害</u>すると共に<u>背後地の排水にも影響を及ぼす恐れがある。</u>…</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は <u>533</u> 河川、流路延長 <u>2,862.8</u> km、要整備延長は <u>1,885.7</u> km である。（平成 17 年 3 月 31 日現在）これに対し、県は平成 9 年度から平成 15 年度にかけての国の（第 9 次）治水事業 7 か年計画（平成 10 年 1 月 30 日閣議決定、総額 24 兆円）に沿って整備を図った。平成 19 年度は、平成 15 年度に策定された社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月 10 日閣議決定）に基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>（1） 県、<u>国土交通省</u></p> <p>県、<u>国土交通省</u>は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
15	<p>第5節 <u>砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画</u></p> <p>1 <u>砂防事業</u></p> <p><u>砂防工事は、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図って河床の安定を期するとともに、土石流発生のおそれのある溪流について、砂防指定地とし、計画的に砂防えん堤等の建設を実施し、国土の保全を図る。</u></p> <p>本県における砂防事業の事業費は表7のとおりである。</p> <p>2 <u>地すべり対策事業</u></p> <p><u>治山、治水上影響のある地すべりについては、地すべり防止区域に指定し、計画的に地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等を実施する。</u></p> <p>本県における地すべり防止事業の事業費は表8のとおりである。</p>	<p>第5節 <u>土砂災害防除計画</u></p> <p>1 <u>本県の土砂災害対策</u></p> <p><u>本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破碎帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が15,193箇所存在している。</u></p> <p><u>土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p> <p>2 <u>砂防事業</u></p> <p><u>土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。</u></p> <p>(1) <u>砂防事業</u></p> <p><u>砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p><u>風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。</u></p> <p>本県における砂防事業の事業費は表7のとおりである。</p> <p>3 <u>地すべり対策事業</u></p> <p><u>地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。</u></p> <p>(1) <u>地すべり対策事業</u></p> <p><u>地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p><u>当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。</u></p> <p>本県における地すべり防止事業の事業費は表8のとおりである。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新															
15	<p>・地すべり防止区域 <u>（平成18年4月1日現在）</u></p> <table border="1" data-bbox="332 357 1092 594"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省所管</td> <td>67</td> <td>1,682.84</td> </tr> <tr> <td>農林水産省所管</td> <td>58</td> <td>2,413.67</td> </tr> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>48</td> <td>1,916.28</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>173</td> <td>6,107.55</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（県森林保全室、県農地保全室、県砂防室）</u></p> <p><u>3 急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p><u>（1）急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>がけ崩れ災害により人命を保護するため急傾斜地崩壊危険区域を指定し、法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止工事を実施している。</u></p> <p><u>（2）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>激甚な風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、当該箇所を緊急に施工する事業である。</u> 本県における急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の事業費は表9のとおりである。</p> <p><u>4 総合的な土砂災害対策</u> <u>土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生する恐れのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等を指定し、住民に周知する。</u> <u>市町は土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を市町地域防災計画に定める。</u> <u>市町は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u> <u>土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>また、土砂災害ハザードマップの配付や危険箇所表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。</u></p>	種 別	箇 所 数	面 積 (ha)	国土交通省所管	67	1,682.84	農林水産省所管	58	2,413.67	林野庁所管	48	1,916.28	計	173	6,107.55	<p>(削除)</p> <p><u>4 急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。</u></p> <p><u>（1）急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。</u></p> <p><u>（2）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。</u> 本県における急傾斜地崩壊対策事業の事業費は表9のとおりである。</p> <p><u>5 土砂災害のソフト対策</u></p> <p><u>（1）土砂災害防止法の施行</u> <u>土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、県等は土砂災害特別警戒区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制を行う。</u> <u>市町防災会議は、土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。</u> <u>また、土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
種 別	箇 所 数	面 積 (ha)															
国土交通省所管	67	1,682.84															
農林水産省所管	58	2,413.67															
林野庁所管	48	1,916.28															
計	173	6,107.55															

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
15	<p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山災害防除事業</p> <p>災害の主因となる土砂の大部分は、上流荒廃地から流下される場合が多い。 治山事業はこの根源を抑えるとともに、溪流に堆積している土砂の移動、溪岸浸食をも併せて防止し、豪雨による被害を防止、軽減する事業である。 本県における治山災害防除事業の事業費は表10のとおりである。</p> <p>第7節 林道災害防除計画</p> <p>16 林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形を切り開いて開発されており、法面の崩壊、路肩欠陥の危険がある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。 本県における林道災害防除事業の箇所数及び事業費は表11のとおりである。</p> <p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施しており、昭和54年度からは、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。なお、農業用ため池は、715箇所である。</p>	<p>(2) 土砂災害警戒情報の提供</p> <p><u>県と静岡地方気象台は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町の長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>(3) 土砂災害危険箇所の周知</p> <p><u>土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。</u></p> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>1 治山事業</p> <p>災害の主因となる土砂の大部分は、上流荒廃地から流下される場合が多い。 治山事業はこの根源を抑えるとともに、溪流に堆積している土砂の移動、溪岸浸食をも併せて防止し、豪雨による被害を防止、軽減する事業である。 本県における治山事業の事業費は表10のとおりである。</p> <p>第7節 林道災害防除計画</p> <p>林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形を切り開いて開発されており、法面の崩壊、路肩決壊の危険がある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。 本県における林道災害防除事業の箇所数及び事業費は表11のとおりである。</p> <p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊する恐れがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。また、ハザードマップの作成配付等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。なお、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。農業用ため池は715箇所である。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
17	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>3 孤立防止用通信設備</p> <p>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう ku 帯超小型衛星通信方式（ku-1ch）による電話回線を設け、駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。</p> <p>県下の設置箇所は資料編（8-4）のとおりである。</p>	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>3 孤立防止用通信設備</p> <p>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう <u>孤立対策用衛星電話</u>「ku帯超小型衛星通信方式（ku-1ch）」による電話回線を設け、駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。</p> <p>県下の設置箇所は資料編（8-4）のとおりである。</p>
18	<p>第11節 火災予防計画</p> <p>2 消防体制の整備</p>	<p>第11節 火災予防計画</p> <p>2 消防体制の整備</p>
19	<p>（6）消防団の活性化</p> <p>災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。県は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、<u>住民</u>の理解と協力を得るための事業を積極的に推進することとする。</p> <p>（7）緊急消防援助隊の受援体制</p> <p>県及び市町は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>（1）建物の不燃化の指導</p> <p>燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。</p> <p>（2）消防用設備等の整備</p> <p>火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。</p> <p>（3）防火管理体制の整備</p> <p>旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。</p> <p>（4）防火対象物の火災予防</p> <p>多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。</p>	<p>（6）消防団の活性化</p> <p>災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、<u>機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するもの</u>とする。</p> <p>（7）緊急消防援助隊の受援体制</p> <p>県及び市町は、消防組織の確立、<u>消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるもの</u>とする。</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>（1）建物の不燃化の指導</p> <p><u>県及び市町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。</u></p> <p>（2）消防用設備等の整備</p> <p><u>県及び市町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。</u></p> <p>（3）防火管理体制の整備</p> <p><u>県及び市町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。</u></p> <p>（4）防火対象物の火災予防</p> <p><u>県及び市町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
20	<p>第12節 危険物施設保安計画</p> <p>3 予防査察</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。</p> <p>(3) 市町消防機関における危険物規制行政について指導助言を行う。</p> <p>(4) 自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。</p> <p>(5) 市町消防に化学消火機材の整備を推進する。</p> <p>4 保安教育</p> <p>危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。</p> <p>第13節 ガス保安計画</p> <p>3 ガス保安体制の整備</p> <p>(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備</p> <p>イ 都市ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める液化石油ガス販売事業者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄消防機関に提出する。</p>	<p>第12節 危険物施設保安計画</p> <p>3 予防査察</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>監督機関及び関係機関は、</u>危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。</p> <p>(3) <u>監督機関及び関係機関は、</u>市町消防機関における危険物規制行政について指導助言を行う。</p> <p>(4) <u>監督機関及び関係機関は、</u>自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。</p> <p>(5) <u>監督機関及び関係機関は、</u>市町消防に化学消火機材の整備を推進する。</p> <p>4 保安教育</p> <p><u>監督機関及び関係機関は、</u>危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。</p> <p>第13節 ガス保安計画</p> <p>3 ガス保安体制の整備</p> <p>(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備</p> <p>イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄消防機関に提出する。</p>
22	<p>第14節 道路鉄道等災害防止計画</p> <p>3 鉄道の災害予防計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(追加)</p> <p>第15節 防災知識の普及計画</p> <p>1 略</p> <p>2 普及の方法</p> <p>防災知識の普及は次の方法により行う。</p>	<p>第14節 道路鉄道等災害防止計画</p> <p>3 鉄道の災害予防計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 運行規制の実施状況に関する広報</u></p> <p>第15節 防災知識の普及計画</p> <p>1 略</p> <p>2 普及の方法</p> <p><u>県及び市町は、</u>防災知識の普及は次の方法により行う。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
23	<p>3 普及すべき内容 防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <p>4 市町防災担当者の研修会の実施 災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。</p> <p>第16節 防災のための調査研究 1 実施方針 静岡県における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。</p>	<p>3 普及すべき内容 <u>県は</u>、防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <p>4 市町防災担当者の研修会の実施 <u>県は</u>、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。</p> <p>第16節 防災のための調査研究 1 実施方針 <u>県は</u>、静岡県における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。</p>
24	<p>2 土地条件調査上における地域別主要問題点 (7) 天竜川流域 ア 大ダムの建設とその下流部及び海岸<u>浸食</u>に与える影響の問題 イ 天竜川の流失土砂と馬込川、芳川の河口閉塞と内水はん濫の問題 ウ 中央構造線に沿う崩れと集中被害発生危険の問題</p>	<p>2 土地条件調査上における地域別主要問題点 (7) 天竜川流域 ア 大ダムの建設とその下流部及び海岸<u>浸食</u>に与える影響の問題 イ 天竜川の流失土砂の問題 ウ 中央構造線に沿う<u>土砂崩れ</u>の問題</p>
25	<p>第18節 防災訓練 1 総合防災訓練の実施 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。</p>	<p>第18節 防災訓練 1 総合防災訓練の実施 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、<u>県は</u>、総合防災訓練を実施するものとする。</p>
27	<p>第20節 事業所等の自主的な防災活動 1 <u>ボランティア活動の支援</u> 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関</p>	<p>第20節 事業所等の自主的な防災活動 1 <u>事業所等における防災活動の概要</u> 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
28	<p>係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>（1）災害時要援護者支援体制</p> <p>市町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。このため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</p> <p>ア 行政機関 警察、消防、<u>保健所、福祉事務所等</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 福祉関係者、福祉関係団体 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、<u>介護保険制度関係者、障害者団体等</u></p>	<p>び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>第22節 災害時要援護者支援計画</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>（1）災害時要援護者支援体制</p> <p>市町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。このため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、<u>介護保険事業所</u>、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</p> <p>ア 行政機関 警察、消防、<u>健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 福祉関係者、福祉関係団体 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、<u>介護保険事業所、障害者団体等</u></p>
28	<p>（2）災害時要援護者の把握</p> <p>市町は、発災時の適切な対応に役立てるため、<u>自主防災組織において要援護者台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努める。</u></p>	<p>（2）災害時要援護者の把握</p> <p>市町は発災時の適切な対応に役立てるため、<u>市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。</u></p>
28	<p>第24節 応急仮設住宅等</p> <p>2 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や<u>空き家等</u>の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>第24節 応急仮設住宅等</p> <p>2 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や<u>民間賃貸住宅</u>の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
33	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>3 県の行う措置</p> <p>(2) 「水防法」第10条の2の規定に基づく洪水予報の発表</p> <p>(3) 「水防法」第10条の6の規定に基づく水防警報の発表</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>3 県の行う措置</p> <p>(2) 「水防法」第11条の1の規定に基づく洪水予報の発表</p> <p>(3) 「水防法」第16条の1の規定に基づく水防警報の発表</p>
34	<p>6 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <p>(6) 従事命令等の発動</p> <p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨を徹底させておくものとする。</p>	<p>6 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <p>(6) 従事命令等の発動</p> <p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>
35	<p>第2節 組織計画</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(1) 静岡県防災会議</p> <p>ア 編成</p> <p>＜静岡県防災会議編成図＞（参考資料3の別表1）の定めるところによるものとする。</p>	<p>第2節 組織計画</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(1) 静岡県防災会議</p> <p>ア 編成</p> <p>＜静岡県防災会議委員の任命に関する要綱＞（参考資料3）の定めるところによるものとする。</p>
37	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(1) 気象、地象、水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達</p> <p>ア 県は災害に関連する気象等の情報について、関係機関から積極的に収集するとともに、収集及び受信した情報は、防災行政無線、警電、警察無線等により速やかに市町に伝達するとともに、テレビ、ラジオ放送を利用し、周知を図るものとする。</p>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(1) 気象、地象、水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達</p> <p>ア 県は災害に関連する気象等の情報について、関係機関から積極的に収集するとともに、収集及び受信した情報は、防災行政無線、警電、警察無線等により速やかに市町及び関係機関に伝達するとともに、テレビ、ラジオ放送を利用し、周知を図るものとする。</p>
38	<p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町からの収集</p> <p>(ウ) 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により地域防災局長を経由して、知事に文書をもって報告するものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣に対する報告</p> <p>(オ) 報告は次の基準に該当するものとする。</p>	<p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町からの収集</p> <p>(ウ) 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（地域防災局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣に対する報告</p> <p>(オ) 報告は次の基準に該当するものとする。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
38	<p>(表 消防庁応急対策室) 上記以外、FAX番号、地域衛星通信ネットワーク 8-048-500-<u>7789</u></p>	<p>(表 消防庁応急対策室) 上記以外、FAX番号、地域衛星通信ネットワーク 8-048-500-<u>7553</u></p>
39	<p>4 通信施設の利用方法 (3) 非常電話、非常電報等の利用 ア 非常電話・緊急電話 <u>100番又は西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が事前に指定した番号をダイヤルし、相手番号を申し出て接続を依頼する。</u></p>	<p>4 通信施設の利用方法 (3) 非常電話、非常電報等の利用 ア 非常電話・緊急電話 <u>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。</u></p>
39	<p>第6節 災害救助法の適用計画 4 災害救助法の適用手続 (2) 県における適用手続 ア 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び<u>県各</u>部局に通知するものとする。</p>	<p>第6節 災害救助法の適用計画 4 災害救助法の適用手続 (2) 県における適用手続 ア 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び<u>県関係</u>部局に通知するものとする。</p>
42	<p>第7節 避難救出計画 2 避難 (1) 避難の勧告及び指示の周知徹底 ア 避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、<u>収容人員</u>） エ 略 (2) 避難誘導 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、<u>老人</u>、病人等の保護を優先するなど災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。 (3) 安否確認 安否確認の実施に<u>あ</u>たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。 (5) 避難所の安全管理 ウ 避難所の安全管理に必要な<u>収容人員</u>の把握に努め、<u>収容能力</u>からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずること。</p>	<p>第7節 避難救出計画 2 避難 (1) 避難の勧告及び指示の周知徹底 ア <u>避難準備情報</u>、避難の勧告又は指示の主旨 イ <u>避難準備情報</u>、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、<u>受入人員</u>） エ 略 (2) 避難誘導 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、<u>高齢者</u>、病人等の保護を優先するなど災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。 (3) 安否確認 安否確認の実施に<u>当</u>たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。 (5) 避難所の安全管理 ウ 避難所の安全管理に必要な<u>受入人員</u>の把握に努め、<u>受入能力</u>からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずること。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
43	<p>(8) 避難場所の早期解消</p> <p>県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>(8) 避難場所の早期解消</p> <p>県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p>
48	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>5 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給は、特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については資料編（12-7-1）のとおり。</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>5 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用</p> <p><u>関東森林管理局は、</u>災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については資料編（12-7-1）のとおり。</p>
49	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>3 市町長の要請に基づく県の実施内容</p> <p>(3) 日本赤十字社からの輸血用血液の調達・あっせん 資料編（14-2-2）</p>	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>3 市町長の要請に基づく県の実施内容</p> <p>(3) 日本赤十字社<u>静岡県支部</u>からの輸血用血液の調達・あっせん 資料編（14-2-2）</p>
50	<p>第13節 防疫計画</p> <p>1 主旨</p> <p>被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第13節 防疫計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は、</u>被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする</p>
50	<p>第14節 清掃計画</p> <p>1 主旨</p> <p>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置することを目的とする。</p>	<p>第14節 清掃計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は、</u>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置することを目的とする。</p>
51	<p>第15節 死体の捜索及び処理埋葬計画</p> <p>3 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>第15節 <u>遺体</u>の捜索及び処理埋葬計画</p> <p>3 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 火葬要員のあっせん</u></p> <p><u>(6) 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
51 52 54 56	<p>4 市町長の要請事項</p> <p>(1) 搜索、処理、<u>埋葬の別とそれぞれの対象人員</u></p> <p>(2) 搜索地域</p> <p>(3) <u>埋葬施設の使用可否</u></p> <p>(4) 必要な輸送車両</p> <p>(5) 死体処理に必要な器材、資材の<u>品目別数量</u> (追加)</p> <p>第17節 輸送計画</p> <p>1 主旨</p> <p>災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。</p> <p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 道路管理者の実施事項</p> <p>(2) 主要交通路等の確保</p> <p>主要な道路、<u>橋梁</u>（資料編（10-4-1）、資料編（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回できるようあらかじめその路線を選定しておくものとする。</p> <p>第20節 社会福祉計画</p> <p>1 主旨</p> <p>り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更生を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施事項</p> <p>(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>略</p> <p>エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第<u>6</u>条に規定する額</p>	<p>4 市町長の要請事項</p> <p>(1) 搜索、処理、<u>火葬に必要な職員数</u></p> <p>(2) <u>搜索が必要な地域</u></p> <p>(3) <u>火葬施設の使用可否</u></p> <p>(4) 必要な輸送車両の<u>台数</u></p> <p>(5) <u>遺体処理に必要な器材、資材の数量</u></p> <p>(6) <u>広域火葬の応援が必要な遺体数</u></p> <p>第17節 輸送計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は</u>、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。</p> <p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は</u>、交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 道路管理者の実施事項</p> <p>(2) 主要交通路等の確保</p> <p>主要な道路、<u>橋梁</u>（資料編（10-4-1）、資料編（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回できるようあらかじめその路線を選定しておくものとする。</p> <p>第20節 社会福祉計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は</u>、り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更生を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施事項</p> <p>(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</p> <p>略</p> <p>エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第<u>7</u>条に規定する額</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
58	<p>第 21 節 県警察災害警備計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。</p>	<p>第 21 節 県警察災害警備計画</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>この計画は、</u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。</p>
59	<p>第 22 節 消防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p>	<p>第 22 節 消防計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は、</u>各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p>
60	<p>第 23 節 水防計画</p> <p>1 主旨</p> <p>「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定し、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。</p>	<p>第 23 節 水防計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>この計画は、</u>「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定し、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。</p>
60	<p>5 水防に関する予警報</p> <p>(2) 洪水予報</p> <p>流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、<u>県が气象台と共同して洪水予報を発表する。洪水予報が発表された場合、または県と共同で発表した場合、</u>県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、その水位を越える洪水となることが予想されるとき、<u>气象台</u>と共同で洪水注意報、洪水警報を発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。洪水予報河川及び区域は、資料編（6-4）のとおりである。</p> <p>(3) 水防警報</p> <p>洪水または、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川または海岸において指定した河</p>	<p>5 水防に関する予警報</p> <p>(2) 洪水予報</p> <p>流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として<u>国土交通省又は県が</u>指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、<u>国土交通省と气象台が共同または県と气象台が共同して洪水予報を発表する。国土交通省と气象台が共同または県と气象台が共同で洪水予報を発表した場合、</u>県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、その水位を越える洪水となることが予想されるときとし、<u>国土交通省と气象台が共同または県は气象台と共同で</u>洪水注意報、洪水警報を発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。洪水予報河川及び区域は、資料編（6-4）のとおりである。</p> <p>(3) 水防警報</p> <p>洪水または、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川または海岸として<u>国土交通省又</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
60	<p>川または海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して県が水防警報を発表する。水防警報が発表された場合、または県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。水防警報発令河川及び区域は、資料編（6－5）のとおりである。</p>	<p>は県が指定した河川または海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して県が水防警報を発表する。<u>国土交通省が水防警報を発表した場合、または県が発表した場合、</u>県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、<u>県は解除基準に</u>水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。水防警報発令河川及び区域は、資料編（6－5）のとおりである。</p>
61	<p>(4) <u>特別警戒水位</u>の水位到達情報 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、<u>特別警戒水位</u>という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が通知された場合、または県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。<u>特別警戒水位</u>とは、<u>警戒水位</u>を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。<u>特別警戒水位</u>の水位到達情報河川及び区域は、資料編（6－6）のとおりである。</p>	<p>(4) <u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>の水位到達情報 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、<u>国土交通省又は県は避難判断水位（特別警戒水位）</u>という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が<u>国土交通省から</u>通知された場合、または県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>とは、<u>はん濫注意水位（警戒水位）</u>を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>の水位到達情報河川及び区域は、資料編（6－6）のとおりである。</p>
62	<p>第24節 応援協力計画 2 要請の実施基準 (2) 協力要請対象団体 エ <u>日本赤十字奉仕団</u></p>	<p>第24節 応援協力計画 2 要請の実施基準 (2) 協力要請対象団体 エ 赤十字奉仕団</p>
64	<p>第26節 自衛隊派遣要請計画 1 主旨 災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。</p>	<p>第26節 自衛隊派遣要請計画 1 主旨 <u>この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。</u></p>
65	<p>4 市町長の災害派遣要請の要求手続 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記3（2）のイの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p>	<p>4 市町長の災害派遣要請の要求手続 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記3（2）のイの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。<u>ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等または口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</u>また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
66	<p>第 28 節 県防災ヘリコプター支援計画</p> <p>1 主旨 災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定める。</p>	<p>第 28 節 県防災ヘリコプター支援計画</p> <p>1 主旨 <u>この計画は、災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定めるものとする。</u></p>
67	<p>第 29 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 主旨 災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。</p> <p>第 30 節 ガス災害応急対策計画</p> <p>1 主旨 ガス災害の発生に際し、県民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。</p> <p>2 非常体制組織の確立 (1) 緊急出動に関する相互協力 消防、警察、都市ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。</p>	<p>第 29 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 主旨 <u>この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。</u></p> <p>第 30 節 ガス災害応急対策計画</p> <p>1 主旨 <u>この計画は、ガス災害の発生に際し、県民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。</u></p> <p>2 非常体制組織の確立 (1) 緊急出動に関する相互協力 消防、警察、都市ガス事業者、<u>高圧ガス事業者</u>、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。</p>
67	<p>3 応急対策 <u>これは大綱だけを定めたものであるから、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>3 応急対策 (削除)</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p>
68	<p>第 31 節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>2 県の態勢 (1) 突発的災害応急態勢</p> <p>イ 組織 災害対策室、<u>企画経理室</u>、医療室及び事故現場を管轄する地域防災局で構成する。</p>	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>2 県の態勢 (1) 突発的災害応急態勢</p> <p>イ 組織 災害対策室、<u>厚生部企画監（企画・広報担当）</u>、医療室及び事故現場を管轄する地域防災局で構成する。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
69	<p>(表 消防庁応急対策室) 上記以外、FAX番号、地域衛星通信ネットワーク 8-048-500-<u>7789</u> 上記以外、FAX番号、消防防災無線 8-<u>7789</u></p>	<p>(表 消防庁応急対策室) 上記以外、FAX番号、地域衛星通信ネットワーク 8-048-500-<u>7553</u> 上記以外、FAX番号、消防防災無線 8-<u>7553</u></p>
70	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>イ 各機関への要請</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 消防庁、他都県への応援要請 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表3に掲げる消防庁（「消防組織法」第24条の3第1項）、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援要綱に基づく応援の要請 知事は、災害の状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第24条の3に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</p> <p>エ 国との連携 (表 中央防災無線（緊急連絡用回線）) 内閣総理大臣（秘書） 5-8090-<u>2001</u></p>	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>イ 各機関への要請</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 消防庁、他都県への応援要請 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表3に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援要綱に基づく応援の要請 知事は、災害の状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。</p> <p>エ 国との連携 (表 中央防災無線（緊急連絡用回線）) 内閣総理大臣（秘書） 5-8090-<u>2101</u></p>
72	<p>(表2) 機関名、消防庁<u>防災情報室</u>、NTT 03-5253-752<u>6</u>、 防災無線 8-752<u>6</u>、 機関名、西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室、NTT 054-<u>200-1460</u> 機関名 <u>航空自衛隊航空教育集団司令部運用課</u> 機関名 <u>静岡瓦斯(株)環境安全対策グループ</u> 機関名、東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課、NTT 054-284-<u>2226</u></p> <p>(表3) 機関名、消防庁<u>応急対策室</u>、NTT 03-5253-752<u>6</u> 防災無線（地上系）8-752<u>6</u>、 防災無線（衛星系）8-048-500-<u>7806</u></p>	<p>(表2) 機関名、消防庁<u>応急対策室</u>、NTT 03-5253-752<u>7</u> 防災無線 8-752<u>7</u> 機関名、西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室、NTT 054-<u>205-9122</u> 機関名 <u>航空自衛隊第1航空団防衛部</u> 機関名 <u>静岡瓦斯(株)環境安全推進室</u> 機関名、東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課、NTT 054-284-<u>2319</u></p> <p>(表3) 機関名、消防庁<u>応急対策室</u>、NTT 03-5253-752<u>7</u> 防災無線（地上系）8-752<u>7</u>、 防災無線（衛星系）8-048-500-<u>7527</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
77	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p><u>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p>第3章 平常時対策</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、火山噴火災害及び防災対策等についての正しい知識を市町と協力して啓発する。</p> <p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。</p>	<p>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</p> <p><u>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p>第3章 平常時対策</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、<u>防災訓練の実施等</u>を通じて、火山噴火災害及び防災対策等についての正しい知識を市町と協力して啓発する。</p> <p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。</p>
78	<p>(表)</p> <p>対応 <u>災害弱者</u>等一部住民が避難</p>	<p>(表)</p> <p>対応 <u>災害時要援護者</u>等一部住民が避難</p>
80	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>2 避難活動</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。</p> <p>この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに<u>避難の指示</u>をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 避難所の設置</p> <p>イ 市町長は、避難を必要とする物の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。</p> <p>(6) 避難所における避難生活の確保</p> <p>避難所における避難生活は、自主防災組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に<u>避難</u>するものとする。このため、自主防災組織は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努めるものとする。</p>	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>2 避難活動</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。</p> <p>この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに<u>警戒区域の設定</u>をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p><u>カ 市町長は、警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。</u></p> <p>(5) 避難所の設置</p> <p>イ 市町長は、避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。</p> <p>(6) 避難所における避難生活の確保</p> <p>避難所における避難生活は、自主防災組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に<u>運営</u>するものとする。このため、自主防災組織は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努めるものとする。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（一般対策編）

ページ	旧	新
83	<p>(図1 伊豆東部火山群火山情報伝達系統図)</p>	<p>(図1 伊豆東部火山群火山情報伝達系統図)</p>
122	<p>第2節 富士山の火山防災計画</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 自主防災活動</p> <p>5 要介護者台帳に基づく災害時要援護者の把握</p>	<p>第2節 富士山の火山防災計画</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 自主防災活動</p> <p>5 災害時要援護者台帳に基づく災害時要援護者の把握</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
137	<p><u>第1編 総論</u></p> <p>第3章</p> <p>13-3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>（2）総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の<u>統制</u></p>	<p><u>第1編 総論</u></p> <p>第3章</p> <p>13-3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>（2）総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の<u>監理</u></p>
138	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>（ア）所管施設の耐震性の確保</p> <p>（イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>（ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>（エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の<u>制定</u></p>	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>（ア）所管施設の耐震性の確保</p> <p>（イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の<u>充実</u></p> <p>（ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>（エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の<u>運用</u></p>
139	<p>2 指定公共機関</p> <p>（4）日本銀行</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p>	<p>2 指定公共機関</p> <p>（4）日本銀行</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p>
140	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>（1）社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会</p> <p>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>イ <u>検視（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</u></p>	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>（1）社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会</p> <p>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>イ <u>検案（社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
141	<p>4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者</p> <p>コ 上記の他、<u>津波避難対象地区内</u>の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p>	<p>4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者</p> <p>コ 上記の他、<u>津波の危険が予想される避難対象地区内</u>の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p>
145	<p>第2編 平常時対策</p> <p>第1章 防災思想の普及</p> <p>2 1 - 1 県</p> <p>3 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。</p>	<p>第2編 平常時対策</p> <p>第1章 防災思想の普及</p> <p>2 1 - 1 県</p> <p>3 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p><u>県は</u>、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。</p>
146	<p>第2章 自主防災活動</p> <p>2 2 - 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(3) 「自主防災地図」の作成</p> <p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の<u>敏活、的確化</u>を図る。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 「自主防災組織の台帳」の作成</p> <p>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、<u>要介護者台帳</u>の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</p> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票）</p> <p>イ <u>要介護者台帳</u></p> <p>ウ 人材台帳</p> <p>エ 自主防災組織台帳</p>	<p>第2章 自主防災活動</p> <p>2 2 - 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(3) 「自主防災地図」の作成</p> <p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の<u>的確化</u>を図る。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 「自主防災組織の台帳」の作成</p> <p>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者台帳</u>の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</p> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票）</p> <p>イ <u>災害時要援護者台帳</u></p> <p>ウ 人材台帳</p> <p>エ 自主防災組織台帳</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
146	(6) 略	(6) 略
147	(7) 「避難生活計画書」の作成 警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「 <u>避難生活計画書作成要領</u> 」に基づき、各避難地及び各避難所ごとに「避難生活計画書」を作成する。	(7) 「避難生活計画書」の作成 警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、 <u>自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き</u> 」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。
147	2 2－3 県、市町の指導及び助成 3 地域防災指導員制度 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 <u>地域防災指導員の任期は原則3年以上とする。</u> 県は、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するなどの方法により、地域防災指導員を養成する。養成後は、市町とともに情報提供などの必要な支援を行う。 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 (1)～(4) 略	2 2－3 県、市町の指導及び助成 3 地域防災指導員制度 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するなどの方法により、地域防災指導員を養成する。養成後は、市町とともに情報提供などの必要な支援を行う。 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 (1)～(4) 略
148	4～6 略 7 自主防災活動推進委員会 県は、 <u>自主防災組織会長等</u> を委員に選任し、自主防災活動推進委員会を設ける。推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供 <u>及び</u> 提言等により、自主防災組織活性化のための業務を行う。	4～6 略 7 自主防災活動推進委員会 県は、 <u>自主防災組織の会長等</u> を委員に選任し、自主防災活動推進委員会を設ける。推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、 <u>提言等</u> により、自主防災組織活性化のための業務を行う。
153	第3章 地震防災訓練の実施 2 3－2 市町 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練に当たっては、災害時要援護者の救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。	第3章 地震防災訓練の実施 2 3－2 市町 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練に当たっては、災害時要援護者の <u>避難誘導</u> 、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。
153	第4章 地震災害予防対策の推進 2 4－3 建築物等の耐震対策 2 県及び市町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (5) 住宅の新增改築等による耐震化の促進 住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行う。 3 公共建築物の耐震化	第4章 地震災害予防対策の推進 2 4－3 建築物等の耐震対策 2 県及び市町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (削除) 3 公共建築物の耐震化

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
156	<p>県及び市町は、所有する公共建築物について、<u>耐震診断</u>の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</p> <p>2 4 - 9 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。</p> <p>1 県が実施すべき事項 略</p> <p>2 市町が実施すべき事項</p> <p>(1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発</p> <p>(2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進</p> <p>(3) 救出技術の教育、救出活動の指導 (追加)</p> <p>3 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項</p> <p>(1) 救出技術、救出活動の習得</p> <p>(2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施</p> <p>(3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施</p> <p><u>(4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</u></p>	<p>県及び市町は、所有する公共建築物について、<u>耐震診断及び耐震補強</u>の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</p> <p>2 4 - 9 被災者の救出活動対策</p> <p>建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。</p> <p>1 県が実施すべき事項 略</p> <p>2 市町が実施すべき事項</p> <p>(1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発</p> <p>(2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進</p> <p>(3) 救出技術の教育、救出活動の指導</p> <p><u>(4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</u></p> <p>3 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項</p> <p>(1) 救出技術、救出活動の習得</p> <p>(2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施</p> <p>(3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施 (削除)</p>
159	<p>2 4 - 1 1 生活の確保</p> <p>8 応急仮設住宅</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な<u>公営住宅や空き家等</u>の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>2 4 - 1 1 生活の確保</p> <p>8 応急仮設住宅</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な<u>公営住宅や民間賃貸住宅</u>の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>
161	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>3 1 - 1 防災業務施設の整備</p> <p>2 通信施設及び情報処理体制の整備</p> <p>地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施</p>	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>3 1 - 1 防災業務施設の整備</p> <p>2 通信施設及び情報処理体制の整備</p> <p>地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
161	<p>するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。</p> <p><u>また</u>、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。</p> <p>3 1 - 2 地域の防災構造化</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の<u>収容能力</u>の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。</p> <p>農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。</p>	<p>するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。</p> <p><u>さらに</u>、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。</p> <p>3 1 - 2 地域の防災構造化</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の<u>受入能力</u>の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。</p> <p>農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。</p>
162	<p>3 1 - 3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（<u>橋梁等社会基盤施設を含む。</u>）を構築する。緊急輸送道路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</p>	<p>3 1 - 3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。緊急輸送道路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</p>
163	<p>3 1 - 6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</p> <p>飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。</p>	<p>3 1 - 6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</p> <p>飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備及び<u>トイレ施設の整備</u>を図る。</p>
164	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>3 2 - 2 避難地・避難路の整備</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>広域避難地について、避難困難地区の解消、<u>収容能力</u>の増強等避難危険の解消を図る。</p>	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>3 2 - 2 避難地・避難路の整備</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>広域避難地について、避難困難地区の解消、<u>受入能力</u>の増強等避難危険の解消を図る。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																																				
166	<p>3 2 - 3 緊急輸送路の整備</p> <p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、<u>耐震強化岸壁</u>を整備するとともに、臨港交通施設（橋梁）の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。<u>なお、市町事業については、整備の促進を図る。</u></p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾（熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港）及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて<u>耐震強化岸壁等</u>及び臨港交通施設（橋梁）の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">港湾改修事業</td> <td>(係留施設)</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>岸壁6港 延長約 785m 物揚場3港 延長約 293m</td> <td>5,901</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>岸壁1港 延長約 90m</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>岸壁7港 延長約 875m 物揚場3港 延長約 293m</td> <td>6,092</td> </tr> <tr> <td>(臨港交通施設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>橋梁2港（4橋）延長約 304m</td> <td>1,264</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,356</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾改修事業	(係留施設)		百万円	県	岸壁6港 延長約 785m 物揚場3港 延長約 293m	5,901	町	岸壁1港 延長約 90m	191	小計	岸壁7港 延長約 875m 物揚場3港 延長約 293m	6,092	(臨港交通施設)			県	橋梁2港（4橋）延長約 304m	1,264	計		7,356	<p>3 2 - 3 緊急輸送路の整備</p> <p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、<u>係留施設（耐震強化岸壁等）</u>を整備するとともに、臨港交通施設（橋梁）の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行なう。</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾（熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港）及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて<u>係留施設（耐震強化岸壁等）</u>及び臨港交通施設（橋梁）の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">港湾改修事業</td> <td>(係留施設)</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>岸壁6港 延長約 785m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m</td> <td>5,901</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>岸壁1港 延長約 90m</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>岸壁7港 延長約 875m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m</td> <td>6,092</td> </tr> <tr> <td>(臨港交通施設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>橋梁2港（4橋）延長約 304m</td> <td>1,264</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,356</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾改修事業	(係留施設)		百万円	県	岸壁6港 延長約 785m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m	5,901	町	岸壁1港 延長約 90m	191	小計	岸壁7港 延長約 875m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m	6,092	(臨港交通施設)			県	橋梁2港（4橋）延長約 304m	1,264	計		7,356
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
港湾改修事業	(係留施設)		百万円																																																			
	県	岸壁6港 延長約 785m 物揚場3港 延長約 293m	5,901																																																			
	町	岸壁1港 延長約 90m	191																																																			
	小計	岸壁7港 延長約 875m 物揚場3港 延長約 293m	6,092																																																			
	(臨港交通施設)																																																					
	県	橋梁2港（4橋）延長約 304m	1,264																																																			
計		7,356																																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
港湾改修事業	(係留施設)		百万円																																																			
	県	岸壁6港 延長約 785m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m	5,901																																																			
	町	岸壁1港 延長約 90m	191																																																			
	小計	岸壁7港 延長約 875m 物揚場1港 延長約 175m 栈橋2港 延長約 118m	6,092																																																			
	(臨港交通施設)																																																					
	県	橋梁2港（4橋）延長約 304m	1,264																																																			
	計		7,356																																																			
168	<p>3 2 - 5 防災上重要な建物の整備</p> <p>3 学校施設の整備</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。</p>	<p>3 2 - 5 防災上重要な建物の整備</p> <p>3 学校施設の整備</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。<u>このうち、非木造の屋内運動場の補強については、平成18年度より地震防災緊急事業で実施する。</u></p>																																																				

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																				
168	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約 310 校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td>約 636 校 改築面積 約 750,269 m²</td> <td>124,689</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td>約 843 校 補強面積 約 1,780,412 m²</td> <td>64,192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 1,789 校 延面積 約 2,857,444 m²</td> <td>229,982</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 636 校 改築面積 約 750,269 m ²	124,689	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 843 校 補強面積 約 1,780,412 m ²	64,192	計		約 1,789 校 延面積 約 2,857,444 m ²	229,982	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約 310 校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td>約 634 校 改築面積 約 748,675 m²</td> <td>124,428</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td>約 748 校 補強面積 約 1,690,109 m²</td> <td>57,855</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 1,692 校 延面積約 約 2,765,547 m²</td> <td>223,330</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 634 校 改築面積 約 748,675 m ²	124,428	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 748 校 補強面積 約 1,690,109 m ²	57,855	計		約 1,692 校 延面積約 約 2,765,547 m ²	223,330
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 636 校 改築面積 約 750,269 m ²	124,689																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 843 校 補強面積 約 1,780,412 m ²	64,192																																			
計		約 1,789 校 延面積 約 2,857,444 m ²	229,982																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 634 校 改築面積 約 748,675 m ²	124,428																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 748 校 補強面積 約 1,690,109 m ²	57,855																																			
計		約 1,692 校 延面積約 約 2,765,547 m ²	223,330																																			
169	<p>3 2 - 6 災害の防止事業 2 津波による災害の防止 (1) 事業の目的 津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、<u>河川・海岸・漁港施設等</u>の整備を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。 (2) 整備の水準 人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、<u>かさ上げ、補強、防潮水門の設備等</u>を実施する。 略</p>	<p>3 2 - 6 災害の防止事業 2 津波による災害の防止 (1) 事業の目的 津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、<u>河川・海岸・港湾・漁港施設等</u>の整備を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。 (2) 整備の水準 人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、<u>かさ上げ、補強、防潮水門・陸閘の設備等</u>を整備する。 略</p>																																				

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧					新						
	地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)						
170	区分		承認計画事業費	事業主体別内容			区分		承認計画事業費	事業主体別内容		
	事業名			県	市町	その他	事業名			県	市町	その他
	避難地整備		26,199		26,199		避難地整備		26,199		26,199	
	避難路整備		51,235	8,272	42,012	951	避難路整備		51,235	8,272	42,012	951
	消防用施設整備		49,275		49,275		消防用施設整備		49,275		49,275	
	緊急輸送路整備	防 災	31,231	31,231			緊急輸送路整備	防 災	31,231	31,231		
		改良等	172,346	168,952	3,394			改良等	172,346	168,952	3,394	
		港湾・漁港	9,080	8,632	448			港湾・漁港	9,080	8,632	448	
	通信施設整備		5,424	1,134	4,290		通信施設整備		5,424	1,134	4,290	
	緩衝緑地整備						緩衝緑地整備					
	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932
	福祉施設整備	木造・改	10,322	42	7,539	2,741	福祉施設整備	木造・改	10,322	42	7,539	2,741
		非木造・改	15,734	2,129	3,488	10,117		非木造・改	15,734	2,129	3,488	10,117
		非木造・補	2,216	176	1,429	611		非木造・補	2,216	176	1,429	611
	学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047		学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047	
		非木造・改	<u>124,689</u>		<u>124,689</u>			非木造・改	<u>124,428</u>		<u>124,428</u>	
		非木造・補	<u>64,192</u>		<u>64,192</u>			非木造・補	<u>57,855</u>		<u>57,855</u>	
	津波対策	中小河川	32,995	32,995			津波対策	中小河川	32,995	32,995		
		海岸等	38,594	31,195	7,399			海岸等	38,594	31,195	7,399	
	山崩れ等防止	建設	128,240	128,240			山崩れ等防止	建設	128,240	128,240		
		林野等	57,719	57,719				林野等	57,719	57,719		
		農地等	19,809	16,952	2,857			農地等	19,809	16,952	2,857	
	合計		<u>893,338</u>	489,244	<u>385,742</u>	18,352	合計	<u>886,740</u>	489,244	<u>379,144</u>	18,352	

注 この表は、平成18年3月30日、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。

注 この表は、平成19年2月22日、内閣総理大臣の変更承認を得た第3次地震対策緊急整備事業計画である。

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																														
171	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次5ヶ年計画に続き、現在は平成13年度から平成17年度までの第2次箇年計画を実施中である。</p>	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。<u>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画に続き、現在は平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画を実施中である。</u></p>																																														
171	<p>3.3-1 防災業務施設の整備</p> <p>1 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設等整備事業</td> <td>市町</td> <td>耐震性貯水槽、消防ポンプ車、化学消防車等 171施設</td> <td>百万円 2,560</td> </tr> <tr> <td>防災水利整備事業</td> <td>県</td> <td>防火水槽 2箇所</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>県</td> <td>農業用ため池（老朽改修） 1箇所</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td>県</td> <td>防火水槽 3箇所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>新山村振興等農林漁業特別対策事業</td> <td>県</td> <td>防火水槽 4箇所</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 34箇所</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>消防用階段護岸 16箇所</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>消防用階段護岸 50箇所</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>3,365</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設等整備事業	市町	耐震性貯水槽、消防ポンプ車、化学消防車等 171施設	百万円 2,560	防災水利整備事業	県	防火水槽 2箇所	395	ため池等整備事業	県	農業用ため池（老朽改修） 1箇所	150	中山間地域総合整備事業	県	防火水槽 3箇所	26	新山村振興等農林漁業特別対策事業	県	防火水槽 4箇所	24	河川事業	県	消防用階段護岸 34箇所	155	市町	消防用階段護岸 16箇所	55	小計	消防用階段護岸 50箇所	210	計			3,365	<p>3.3-1 防災業務施設の整備</p> <p>1 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 17箇所</td> <td>百万円 70</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 17箇所	百万円 70
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
消防防災施設等整備事業	市町	耐震性貯水槽、消防ポンプ車、化学消防車等 171施設	百万円 2,560																																													
防災水利整備事業	県	防火水槽 2箇所	395																																													
ため池等整備事業	県	農業用ため池（老朽改修） 1箇所	150																																													
中山間地域総合整備事業	県	防火水槽 3箇所	26																																													
新山村振興等農林漁業特別対策事業	県	防火水槽 4箇所	24																																													
河川事業	県	消防用階段護岸 34箇所	155																																													
	市町	消防用階段護岸 16箇所	55																																													
	小計	消防用階段護岸 50箇所	210																																													
計			3,365																																													
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
河川事業	県	消防用階段護岸 17箇所	百万円 70																																													

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																												
171	<p>2 通信施設及び情報伝達施設の整備 略。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設等整備事業</td> <td>市町</td> <td>地域防災無線 10市町</td> <td>百万円 1,495</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設等整備事業	市町	地域防災無線 10市町	百万円 1,495	<p>2 通信施設及び情報伝達施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表 第3次五箇年計画では、実施事業なし。</p>																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
消防防災施設等整備事業	市町	地域防災無線 10市町	百万円 1,495																																											
172	<p>3 3-2 地域の防災構造化</p> <p>1 避難地の整備 略</p> <p>(2) 整備の水準 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる都市公園を整備する。同時に、近隣の区画整理により避難地周辺の耐震化、不燃化を進める。 また、防災拠点港湾において、<u>避難民</u>の輸送や緊急物資の輸送のためのオープンスペースとなる港湾緑地を整備する。</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td>6箇所 12.5ha</td> <td>百万円 2,997</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>4箇所 5.7ha</td> <td>762</td> </tr> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>2箇所 4.2ha</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>12箇所 22.4ha</td> <td>4,449</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	都市公園事業	市	6箇所 12.5ha	百万円 2,997	土地区画整理事業	組合	4箇所 5.7ha	762	港湾環境整備事業	県	2箇所 4.2ha	690	計		12箇所 22.4ha	4,449	<p>3 3-2 地域の防災構造化</p> <p>1 避難地の整備 略</p> <p>(2) 整備の水準 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる都市公園を整備する。同時に、近隣の区画整理により避難地周辺の耐震化、不燃化を進める。 また、防災拠点港湾において、<u>避難者</u>の輸送や緊急物資の輸送のためのオープンスペースとなる港湾緑地を整備する。</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>2箇所 4.20ha</td> <td>百万円 240</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市町</td> <td>3箇所 3.91ha</td> <td>1,882</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>1箇所 1.40ha</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>1箇所 1.50ha</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7箇所 11.01ha</td> <td>2,231</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾環境整備事業	県	2箇所 4.20ha	百万円 240	都市公園事業	市町	3箇所 3.91ha	1,882	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.40ha	3	まちづくり交付金事業	市	1箇所 1.50ha	106	計		7箇所 11.01ha	2,231
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
都市公園事業	市	6箇所 12.5ha	百万円 2,997																																											
土地区画整理事業	組合	4箇所 5.7ha	762																																											
港湾環境整備事業	県	2箇所 4.2ha	690																																											
計		12箇所 22.4ha	4,449																																											
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
港湾環境整備事業	県	2箇所 4.20ha	百万円 240																																											
都市公園事業	市町	3箇所 3.91ha	1,882																																											
土地区画整理事業	組合	1箇所 1.40ha	3																																											
まちづくり交付金事業	市	1箇所 1.50ha	106																																											
計		7箇所 11.01ha	2,231																																											

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																																																								
172	<p>2 避難路の整備 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 500m</td> <td>百万円 250</td> </tr> <tr> <td>農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 500m</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>街路 7箇所 4,200m</td> <td>6,781</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9箇所 5,200m</td> <td>7,281</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 消防活動用道路の整備 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新山村振興等農林 漁業特別対策事業</td> <td>県</td> <td>集落道 1箇所</td> <td>百万円 19</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>街路 4箇所</td> <td>7,023</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>5箇所</td> <td>7,042</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	農道整備事業	県	農道 1箇所 500m	百万円 250	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 500m	250	土地区画整理事業	市	街路 7箇所 4,200m	6,781	計		9箇所 5,200m	7,281	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	新山村振興等農林 漁業特別対策事業	県	集落道 1箇所	百万円 19	土地区画整理事業	市	街路 4箇所	7,023	計		5箇所	7,042	<p>2 避難路の整備 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 142m</td> <td>百万円 11</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市・組合</td> <td>街路 10箇所 4,310m</td> <td>4,281</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>街路 8箇所 6,798m</td> <td>6,062</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>19箇所 11,250m</td> <td>10,354</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 消防活動用道路の整備 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市・組合</td> <td>街路 3箇所 4,535m</td> <td>百万円 1,652</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>街路 1箇所 763m</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4箇所 5,298m</td> <td>2,287</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業	県	農道 1箇所 142m	百万円 11	土地区画整理事業	市・組合	街路 10箇所 4,310m	4,281	まちづくり交付金事業	市	街路 8箇所 6,798m	6,062	計		19箇所 11,250m	10,354	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	土地区画整理事業	市・組合	街路 3箇所 4,535m	百万円 1,652	まちづくり交付金事業	市	街路 1箇所 763m	635	計		4箇所 5,298m	2,287
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
農道整備事業	県	農道 1箇所 500m	百万円 250																																																																							
農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 500m	250																																																																							
土地区画整理事業	市	街路 7箇所 4,200m	6,781																																																																							
計		9箇所 5,200m	7,281																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
新山村振興等農林 漁業特別対策事業	県	集落道 1箇所	百万円 19																																																																							
土地区画整理事業	市	街路 4箇所	7,023																																																																							
計		5箇所	7,042																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業	県	農道 1箇所 142m	百万円 11																																																																							
土地区画整理事業	市・組合	街路 10箇所 4,310m	4,281																																																																							
まちづくり交付金事業	市	街路 8箇所 6,798m	6,062																																																																							
計		19箇所 11,250m	10,354																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
土地区画整理事業	市・組合	街路 3箇所 4,535m	百万円 1,652																																																																							
まちづくり交付金事業	市	街路 1箇所 763m	635																																																																							
計		4箇所 5,298m	2,287																																																																							
173	<p>4 電線共同溝の整備 (1) 事業の目的 地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。 (2) 整備の水準 市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。</p>	<p>4 共同溝等の整備 (1) 事業の目的 地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。 (2) 整備の水準 市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。</p>																																																																								

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																																											
173	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路事業</td> <td>県</td> <td>電線共同溝 3箇所 5,565m</td> <td>百万円 4,770</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>電線共同溝 1箇所 240m</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">街路事業</td> <td>県</td> <td>電線共同溝 7箇所 2,020m</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>電線共同溝 3箇所 850m</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>電線共同溝 10箇所 2,870m</td> <td>3,016</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>電線共同溝 5箇所 6,800m</td> <td>2,321</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>電線共同溝 25箇所 15,475m</td> <td>10,317</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	電線共同溝 3箇所 5,565m	百万円 4,770	市	電線共同溝 1箇所 240m	210	街路事業	県	電線共同溝 7箇所 2,020m	1,963	市	電線共同溝 3箇所 850m	1,053	小計	電線共同溝 10箇所 2,870m	3,016	土地区画整理事業	市	電線共同溝 5箇所 6,800m	2,321	計		電線共同溝 25箇所 15,475m	10,317	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td>県</td> <td>電線共同溝 4箇所 1,610m</td> <td>百万円 1,277</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">街路事業</td> <td>県・市</td> <td>電線共同溝 12箇所 4,393m</td> <td>1,531</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>電線共同溝 2箇所 440m</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地区画整理事業</td> <td>政令市</td> <td>電線共同溝 13箇所 3,080m</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>電線共同溝 15箇所 3,520m</td> <td>866</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>電線共同溝 1箇所 1,140m</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>32箇所 10,663m</td> <td>4,154</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	電線共同溝 4箇所 1,610m	百万円 1,277	街路事業	県・市	電線共同溝 12箇所 4,393m	1,531	市	電線共同溝 2箇所 440m	201	土地区画整理事業	政令市	電線共同溝 13箇所 3,080m	665	小計	電線共同溝 15箇所 3,520m	866	まちづくり交付金事業	市	電線共同溝 1箇所 1,140m	480	計		32箇所 10,663m	4,154
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																										
道路事業	県	電線共同溝 3箇所 5,565m	百万円 4,770																																																										
	市	電線共同溝 1箇所 240m	210																																																										
街路事業	県	電線共同溝 7箇所 2,020m	1,963																																																										
	市	電線共同溝 3箇所 850m	1,053																																																										
	小計	電線共同溝 10箇所 2,870m	3,016																																																										
土地区画整理事業	市	電線共同溝 5箇所 6,800m	2,321																																																										
計		電線共同溝 25箇所 15,475m	10,317																																																										
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																										
道路事業	県	電線共同溝 4箇所 1,610m	百万円 1,277																																																										
街路事業	県・市	電線共同溝 12箇所 4,393m	1,531																																																										
	市	電線共同溝 2箇所 440m	201																																																										
土地区画整理事業	政令市	電線共同溝 13箇所 3,080m	665																																																										
	小計	電線共同溝 15箇所 3,520m	866																																																										
まちづくり交付金事業	市	電線共同溝 1箇所 1,140m	480																																																										
計		32箇所 10,663m	4,154																																																										
173	<p>5 老朽住宅密集市街地対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 整備の水準 土地区画整理事業により計画された箇所について完了する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市町</td> <td>5地区 33.6ha</td> <td>百万円 41,522</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	土地区画整理事業	市町	5地区 33.6ha	百万円 41,522	<p>5 老朽住宅密集対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 整備の水準 土地区画整理事業及びまちづくり交付金により計画された箇所について完了する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>3箇所 8.50ha</td> <td>百万円 10,010</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>1箇所 6.10ha</td> <td>6,106</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4箇所 14.60ha</td> <td>16,419</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	土地区画整理事業	市	3箇所 8.50ha	百万円 10,010	まちづくり交付金事業	市	1箇所 6.10ha	6,106	計		4箇所 14.60ha	16,419																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																										
土地区画整理事業	市町	5地区 33.6ha	百万円 41,522																																																										
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																										
土地区画整理事業	市	3箇所 8.50ha	百万円 10,010																																																										
まちづくり交付金事業	市	1箇所 6.10ha	6,106																																																										
計		4箇所 14.60ha	16,419																																																										
174	<p>3.3-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 整備の水準 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に</p>	<p>3.3-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 整備の水準 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に</p>																																																											

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																																																													
174	<p>対策を必要とする箇所の改良を行う。また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送漁港に関連する農道の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 400m</td> <td>百万円 200</td> </tr> <tr> <td>道路事業</td> <td>県</td> <td>道路改築 6箇所 2,673m</td> <td>4,915</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> <td>県</td> <td>街路 4箇所 1,400m</td> <td>4,034</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>街路 1箇所 600m</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>街路 3箇所 400m</td> <td>4,497</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>街路 4箇所 1,000m</td> <td>4,751</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>15箇所 5,473m</td> <td>13,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時において、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震岸壁等の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>特に緊急性が高い1次緊急輸送ルートに位置づけられた防災拠点港湾の清水港及び御前崎港について、耐震強化岸壁を整備する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>国</td> <td>3港（耐震強化岸壁4箇所）</td> <td>百万円 10,325</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 400m	百万円 200	道路事業	県	道路改築 6箇所 2,673m	4,915	街路事業	県	街路 4箇所 1,400m	4,034	土地区画整理事業	組合	街路 1箇所 600m	254	市	街路 3箇所 400m	4,497	小計	街路 4箇所 1,000m	4,751	計		15箇所 5,473m	13,900	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾整備事業	国	3港（耐震強化岸壁4箇所）	百万円 10,325	<p>対策を必要とする箇所の改良を行う。また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送道路として必要な農道の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路事業</td> <td>県</td> <td>道路改築 11箇所 4,360m</td> <td>百万円 8,380</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>道路改築 9橋 1,362m</td> <td>778</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> <td>県</td> <td>街路 2箇所 780m</td> <td>1,561</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市・組合</td> <td>区画整理 5箇所 1,332m</td> <td>1,395</td> </tr> <tr> <td>まちづくり交付金事業</td> <td>市</td> <td>区画整理 4箇所 1,412m</td> <td>2,345</td> </tr> <tr> <td>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 1箇所 1,740m</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>32箇所 10,986m</td> <td>15,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時において、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震強化岸壁等の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>特に緊急性が高い1次緊急輸送ルートに位置づけられた防災拠点港湾の清水港、田子の浦港及び御前崎港について、耐震強化岸壁を整備する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>国</td> <td>3港（耐震強化岸壁3箇所）</td> <td>百万円 13,880</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	道路改築 11箇所 4,360m	百万円 8,380	政令市	道路改築 9橋 1,362m	778	街路事業	県	街路 2箇所 780m	1,561	土地区画整理事業	市・組合	区画整理 5箇所 1,332m	1,395	まちづくり交付金事業	市	区画整理 4箇所 1,412m	2,345	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 1,740m	921	計		32箇所 10,986m	15,380	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾整備事業	国	3港（耐震強化岸壁3箇所）	百万円 13,880
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 400m	百万円 200																																																																												
道路事業	県	道路改築 6箇所 2,673m	4,915																																																																												
街路事業	県	街路 4箇所 1,400m	4,034																																																																												
土地区画整理事業	組合	街路 1箇所 600m	254																																																																												
	市	街路 3箇所 400m	4,497																																																																												
	小計	街路 4箇所 1,000m	4,751																																																																												
計		15箇所 5,473m	13,900																																																																												
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
港湾整備事業	国	3港（耐震強化岸壁4箇所）	百万円 10,325																																																																												
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
道路事業	県	道路改築 11箇所 4,360m	百万円 8,380																																																																												
	政令市	道路改築 9橋 1,362m	778																																																																												
街路事業	県	街路 2箇所 780m	1,561																																																																												
土地区画整理事業	市・組合	区画整理 5箇所 1,332m	1,395																																																																												
まちづくり交付金事業	市	区画整理 4箇所 1,412m	2,345																																																																												
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	県	農道 1箇所 1,740m	921																																																																												
計		32箇所 10,986m	15,380																																																																												
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																												
港湾整備事業	国	3港（耐震強化岸壁3箇所）	百万円 13,880																																																																												

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																
174	<p>3 漁港施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港施設整備事業</td> <td>県</td> <td>6港（耐震岸壁4箇所、道路1,805m）</td> <td>百万円 1,637</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	漁港施設整備事業	県	6港（耐震岸壁4箇所、道路1,805m）	百万円 1,637	<p>3 漁港施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港施設整備事業</td> <td>県</td> <td>3港（耐震岸壁2箇所、道路1,250m）</td> <td>百万円 920</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	漁港施設整備事業	県	3港（耐震岸壁2箇所、道路1,250m）	百万円 920																
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
漁港施設整備事業	県	6港（耐震岸壁4箇所、道路1,805m）	百万円 1,637																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
漁港施設整備事業	県	3港（耐震岸壁2箇所、道路1,250m）	百万円 920																															
175	<p>4 交通管制施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送交通管制施設</td> <td>県警察</td> <td>監視テレビ 3基 情報板 6基</td> <td>百万円 102</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 3-4 防災上重要な建物の整備 1 社会福祉施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金</td> <td>社会福祉法人</td> <td>5箇所</td> <td>百万円 2,988</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町</td> <td>2箇所</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7箇所</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	緊急輸送交通管制施設	県警察	監視テレビ 3基 情報板 6基	百万円 102	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金	社会福祉法人	5箇所	百万円 2,988		町	2箇所	212	計		7箇所	3,200	<p>4 交通管制施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送交通管制施設</td> <td>県警察</td> <td>監視テレビ 3基 情報板 5基</td> <td>百万円 85</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 3-4 防災上重要な建物の整備 1 社会福祉施設の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表 第3次五箇年計画では、実施事業なし。</p> <p>2 公立小中学校施設の整備 (1) 事業の目的 児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。 (2) 整備の水準 公立小中学校の非木造の屋内運動場の補強工事を行う。</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	緊急輸送交通管制施設	県警察	監視テレビ 3基 情報板 5基	百万円 85
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
緊急輸送交通管制施設	県警察	監視テレビ 3基 情報板 6基	百万円 102																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金	社会福祉法人	5箇所	百万円 2,988																															
	町	2箇所	212																															
計		7箇所	3,200																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
緊急輸送交通管制施設	県警察	監視テレビ 3基 情報板 5基	百万円 85																															

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																
175	<p><u>2 公立盲・聾・養護学校施設の整備</u></p> <p>(1) 事業の目的 児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 公立盲・聾・養護学校 <u>2校の改築及び補強工事を行い、平成 17 年度末に整備率 100%とする。</u></p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="359 982 1492 1203"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立学校 施設大規模改造事業</td> <td>県</td> <td>2校 改築面積 1,021 m²</td> <td>百万円 133</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校 施設大規模改造事業	県	2校 改築面積 1,021 m ²	百万円 133	<p><u>(3) 事業総括表</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 359 2683 575"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立学校 施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>128校（屋内運動場 139棟）</td> <td>百万円 8,056</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 公立特別支援学校施設の整備</u></p> <p>(1) 事業の目的 児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 公立盲・聾・養護学校 <u>の改築及び補強工事を行う。</u></p> <p>(3) 事業総括表 <u>第3次五箇年計画では、実施事業なし。</u></p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校 施設整備事業	市町	128校（屋内運動場 139棟）	百万円 8,056
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費															
公立学校 施設大規模改造事業	県	2校 改築面積 1,021 m ²	百万円 133															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費															
公立学校 施設整備事業	市町	128校（屋内運動場 139棟）	百万円 8,056															
176	<p><u>3 地域防災拠点施設の整備</u></p> <p>(1) 事業の目的 地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するため、県内東部伊豆、中部、西部それぞれの地区のバランスに配慮した防災センターの配置をはかる。</p> <p>(2) 整備の水準 地震災害時における地域の災害応急対策の拠点、平常時における防災に関する広報・訓練の場として機能を有する防災センターとして、<u>焼津市（中部：整備済み）に続き磐田市（西部）、賀茂村（東部・伊豆）に整備する。</u></p>	<p><u>4 地域防災拠点施設の整備</u></p> <p>(1) 事業の目的 地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するため、県内東部伊豆、中部、西部それぞれの地区のバランスに配慮した防災センターの配置を図る。<u>また、津波による被害を防ぐため、津波避難施設の整備を図る。</u></p> <p>(2) 整備の水準 地震災害時における地域の災害応急対策の拠点、平常時における防災に関する広報・訓練の場として機能を有する防災センターとして、<u>焼津市（中部）、西伊豆町（旧賀茂村）（東部・伊豆）に整備する。また、津波避難対象地区における津波避難施設として、磐田市（西部）に整備する。</u></p>																

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																
176	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="356 357 1365 619"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域防災拠点施設整備モデル事業</td> <td>市 村</td> <td>防災センター 2箇所</td> <td>百万円 1,127</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 3 - 5 災害の防止事業</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>地震災害時における土砂災害の発生を抑制し被害の軽減を図るため、人家に大きな被害が予測されるなど地震防災上緊急度が高い箇所について、防災施設の整備を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="356 1071 1365 1249"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>県</td> <td>砂防設備 23箇所</td> <td>百万円 3,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波による災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、津波保全施設の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>東海または神奈川県西部地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定のある津波高に対応できるように、堤防・護岸の新設及びかさ上げ、防潮水門の新設及び遠隔自動操作化を実施する。</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	地域防災拠点施設整備モデル事業	市 村	防災センター 2箇所	百万円 1,127	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	砂防事業	県	砂防設備 23箇所	百万円 3,460	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1587 357 2626 619"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域防災拠点施設整備モデル事業</td> <td>市</td> <td>津波避難施設 1箇所</td> <td>百万円 430</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 3 - 5 災害の防止事業</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>地震災害時における土砂災害の発生を抑制し被害の軽減を図るため、人家に大きな被害が予測されるなど地震防災上緊急度が高い箇所について、防災施設の整備を図る。</p> <p>津波避難や津波情報提供を目的とした施設の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、また津波ハザードマップ作成支援（耐震調査）を実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1587 1071 2626 1249"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>県</td> <td>砂防設備 21箇所</td> <td>百万円 3,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波による災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>東海または神奈川県西部地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定のある津波高に対応できるように、堤防・護岸の新設及びかさ上げ、防潮水門の新設及び遠隔自動操作化を実施する。</p> <p>津波・高潮危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設や津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査といったソフト系の対策を実施する。</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	地域防災拠点施設整備モデル事業	市	津波避難施設 1箇所	百万円 430	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	砂防事業	県	砂防設備 21箇所	百万円 3,450
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
地域防災拠点施設整備モデル事業	市 村	防災センター 2箇所	百万円 1,127																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
砂防事業	県	砂防設備 23箇所	百万円 3,460																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
地域防災拠点施設整備モデル事業	市	津波避難施設 1箇所	百万円 430																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
砂防事業	県	砂防設備 21箇所	百万円 3,450																															

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																												
176	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港海岸保全施設整備事業</td> <td>県市</td> <td>2海岸 堤防護岸 575m</td> <td>百万円 440</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸環境整備事業</td> <td>市</td> <td>1海岸 堤防護岸 76m</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>港湾海岸環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1海岸 堤防護岸 397m</td> <td>727</td> </tr> <tr> <td>建設海岸保全施設整備事業</td> <td>県</td> <td>1海岸 水門 1基</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,743</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	漁港海岸保全施設整備事業	県市	2海岸 堤防護岸 575m	百万円 440	漁港海岸環境整備事業	市	1海岸 堤防護岸 76m	96	港湾海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 397m	727	建設海岸保全施設整備事業	県	1海岸 水門 1基	480	計			1,743	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産庁所管) 海岸事業</td> <td>市</td> <td>1海岸 堤防護岸 10m (水門1基、陸 開1基)</td> <td>百万円 48</td> </tr> <tr> <td>(国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1海岸 堤防護岸 552m</td> <td>1,213</td> </tr> <tr> <td>(国土交通省河川局所管) 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>県</td> <td>9海岸</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,896</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	(水産庁所管) 海岸事業	市	1海岸 堤防護岸 10m (水門1基、陸 開1基)	百万円 48	(国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 552m	1,213	(国土交通省河川局所管) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	県	9海岸	635	計			1,896
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
漁港海岸保全施設整備事業	県市	2海岸 堤防護岸 575m	百万円 440																																											
漁港海岸環境整備事業	市	1海岸 堤防護岸 76m	96																																											
港湾海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 397m	727																																											
建設海岸保全施設整備事業	県	1海岸 水門 1基	480																																											
計			1,743																																											
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
(水産庁所管) 海岸事業	市	1海岸 堤防護岸 10m (水門1基、陸 開1基)	百万円 48																																											
(国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 552m	1,213																																											
(国土交通省河川局所管) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	県	9海岸	635																																											
計			1,896																																											
177	<p>3 3 - 6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 飲料水・電源等確保施設の整備</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易水道等施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>配水池 11箇所</td> <td>百万円 489</td> </tr> <tr> <td>公立学校体育施設整備事業</td> <td>町</td> <td>浄水型水泳プール 2箇所</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>社会体育施設整備事業</td> <td>町</td> <td>浄水型水泳プール 1箇所</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td>耐震性貯水槽 4基</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設等整備事業</td> <td>市</td> <td>電源車 1台</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2,067</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	簡易水道等施設整備事業	市町	配水池 11箇所	百万円 489	公立学校体育施設整備事業	町	浄水型水泳プール 2箇所	505	社会体育施設整備事業	町	浄水型水泳プール 1箇所	580	都市公園事業	市	耐震性貯水槽 4基	460	消防防災施設等整備事業	市	電源車 1台	33	計			2,067	<p>3 3 - 6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 水・自家発電設備等の整備</p> <p>略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ施設整備事業</td> <td>市</td> <td>公立学校浄水型水泳プール 2箇所 社会体育施設浄水型水泳プール 1箇所</td> <td>百万円 133 332</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td>耐震性貯水槽 2基</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>673</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 2箇所 社会体育施設浄水型水泳プール 1箇所	百万円 133 332	都市公園事業	市	耐震性貯水槽 2基	208	計			673
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
簡易水道等施設整備事業	市町	配水池 11箇所	百万円 489																																											
公立学校体育施設整備事業	町	浄水型水泳プール 2箇所	505																																											
社会体育施設整備事業	町	浄水型水泳プール 1箇所	580																																											
都市公園事業	市	耐震性貯水槽 4基	460																																											
消防防災施設等整備事業	市	電源車 1台	33																																											
計			2,067																																											
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																											
スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 2箇所 社会体育施設浄水型水泳プール 1箇所	百万円 133 332																																											
都市公園事業	市	耐震性貯水槽 2基	208																																											
計			673																																											

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧						新							
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)						地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)							
178	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				
				国	県	市町	その他				国	県	市町	その他
	避難地整備	広域避難地	1,149			1,149		避難地	一次避難地(都市公園)	1,882			1,882	
		一次避難地(都市公園)	1,848			1,848			一次避難地(区画整理)	109			106	3
		一次避難地区画整理	762			125	637		港湾避難地	240		240		
	避難路整備	港湾避難地	690		690			避難路	農道等	11		11		
		農道等	500		500				区画整理等	10,343			9,878	465
	消防用施設整備	街路等	6,781			6,781		消防用施設	河川施設	70		70		
		消防用施設	2,560			2,560		消防活動用道路	区画整理等	2,287			1,936	351
	消防活動用道路整備	農業施設	595		595			緊急輸送路	農道	921		921		
		河川施設	210		155	55			道路	9,158		8,380	778	
	集落道	19		19			街路		1,561		1,561			
	区画整理	7,023			7,023		区画整理等		3,740			2,495	1,245	
	緊急輸送路整備	農道	200		200			港湾	13,880	13,880				
		道路	4,915		4,915			漁港	920		920			
		街路	4,034		4,034			交通管制施設	85		85			
		区画整理	4,751			4,497	254	道路	1,277		1,277			
	電線共同溝整備	港湾	10,325	10,325				共同溝等	街路	1,531		468	1,063	
		漁港	1,637		1,637				区画整理等	1,346			1,346	
		交通管制施設	102		102			公立小中学校	屋内運動場	8,056			8,056	
	社会福祉施設整備	道路	4,980		4,770	210		津波対策	水産庁所管海岸	48			48	
		街路	3,016		1,963	1,053			国土交通省港湾局	1,213		1,213		
		区画整理	2,321			2,321			国土交通省河川局	635		635		
	公立特殊教育諸学校整備	特養老人ホーム	894			894		土砂災害対策	砂防設備	3,450		3,450		
		知的障害者施設	1,586			1,586		地域防災拠点施設	津波避難施設	430			430	
		母子生活施設	508			508		水、自家発電設備等	公立学校プール	133			133	
	保育所	212			212		社会体育プール		332			332		
	津波対策	公立盲聾養護学校	133		133			都市公園	208			208		
		漁港海岸	536		240	296		老朽住宅密集対策	区画整理等	16,419			16,419	
		港湾海岸	727		727				合計	80,285	13,880	19,231	45,110	2,064
	旧建設海岸	480		480										
	土砂災害対策	砂防設備	3,460		3,460									
	地域防災拠点施設整備	防災センター等	1,127			1,127								
	通信施設、情報伝達施設等整備	地域防災無線	1,495			1,495								
	飲料水、電源等確保施設整備	配水地	489			489								
		公立学校プール	505			505								
		社会体育プール	580			580								
		都市公園	460			460								
		電源車	33			33								

注 この表は、平成19年2月22日、内閣総理大臣の同意を得た第3次地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="308 317 626 401">老朽住宅密集市街地防災対策</td> <td data-bbox="626 317 854 401">土地区画整理</td> <td data-bbox="854 317 991 401">41,522</td> <td data-bbox="991 317 1127 401"></td> <td data-bbox="1127 317 1264 401"></td> <td data-bbox="1264 317 1400 401">41,522</td> <td data-bbox="1400 317 1528 401"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 401 626 445">合</td> <td data-bbox="626 401 854 445">計</td> <td data-bbox="854 401 991 445">113,165</td> <td data-bbox="991 401 1127 445">10,325</td> <td data-bbox="1127 401 1264 445">24,620</td> <td data-bbox="1264 401 1400 445">74,341</td> <td data-bbox="1400 401 1528 445">3,879</td> </tr> </table>	老朽住宅密集市街地防災対策	土地区画整理	41,522			41,522		合	計	113,165	10,325	24,620	74,341	3,879	
老朽住宅密集市街地防災対策	土地区画整理	41,522			41,522											
合	計	113,165	10,325	24,620	74,341	3,879										
	<p>注 この表は、平成18年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画（第2次計画変更）である。</p>															
	<p>第4編 地震防災応急対策</p>	<p>第4編 地震防災応急対策</p>														
	<p>第1章 防災関係機関の活動</p>	<p>第1章 防災関係機関の活動</p>														
	<p>4 1 - 3 防災関係機関</p>	<p>4 1 - 3 防災関係機関</p>														
	<p>【警戒宣言発令時】</p>	<p>【警戒宣言発令時】</p>														
	<p>防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。</p>	<p>防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。</p>														
	<p>1 指定地方行政機関</p>	<p>1 指定地方行政機関</p>														
	<p>(2) 総務省東海総合通信局</p>	<p>(2) 総務省東海総合通信局</p>														
	<p>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理</p>	<p>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p>														
	<p>(3) ~ (9) 略</p>	<p>(3) ~ (9) 略</p>														
	<p>(10) 関東東北産業保安監督部</p>	<p>(10) 関東東北産業保安監督部</p>														
	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保</p>														
	<p>イ 鉱山における復旧、復興対策に関する措置</p>	<p>イ 鉱山における災害時の応急対策と保安確保</p>														
	<p>2 指定公共機関</p>	<p>2 指定公共機関</p>														
	<p>(4) 日本銀行</p>	<p>(4) 日本銀行</p>														
	<p>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導</p>	<p>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導</p>														
	<p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p>	<p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p>														
	<p>ウ 金融機関の業務運営に係る措置</p>	<p>ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p>														
	<p>エ 地震防災応急対策に関する広報</p>	<p>エ 金融機関の業務運営に係る措置</p>														
	<p>オ 地震防災応急対策に関する広報</p>	<p>オ 地震防災応急対策に関する広報</p>														
	<p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社</p>	<p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社</p>														
	<p>ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置</p>	<p>ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置</p>														
	<p>イ~オ 略</p>	<p>イ~オ 略</p>														
	<p>カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出勤に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保</p>	<p>カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出勤に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保</p>														

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																	
190	<p>第4章 自主防災活動</p> <p>6 避難活動</p> <p>(1) 避難行動</p> <p>ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。</p>	<p>第4章 自主防災活動</p> <p>6 避難活動</p> <p>(1) 避難行動</p> <p>ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。</p>																																	
196	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>3 交通規制計画</p> <p>(4) 広域交通規制</p> <p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 <u>東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号</u></p> <p>(4) 広域交通規制</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th colspan="2">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国道1号</td> <td>函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>愛知県境細谷IC</td> </tr> <tr> <td>国道52号</td> <td>芝川町</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道42号</td> <td>湖西市</td> <td>白須賀交差点</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>愛知県境長谷交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	設置場所		国道1号	函南町	箱根峠	湖西市	愛知県境細谷IC	国道52号	芝川町	甲駿橋	国道42号	湖西市	白須賀交差点	湖西市	愛知県境長谷交差点	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>3 交通規制計画</p> <p>(4) 広域交通規制</p> <p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 <u>東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</u></p> <p>(4) 広域交通規制</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th colspan="2">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道1号</td> <td>田方郡函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>国道42号</td> <td>湖西市境宿</td> <td>白須賀交差点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道52号</td> <td>富士郡芝川町</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td>静岡市清水区興津中町</td> <td>国道52号入口交差点</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>駿東郡小山町</td> <td>須走IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	設置場所		国道1号	田方郡函南町	箱根峠	国道42号	湖西市境宿	白須賀交差点	国道52号	富士郡芝川町	甲駿橋	静岡市清水区興津中町	国道52号入口交差点	東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC
路線名	設置場所																																		
国道1号	函南町	箱根峠																																	
	湖西市	愛知県境細谷IC																																	
国道52号	芝川町	甲駿橋																																	
国道42号	湖西市	白須賀交差点																																	
	湖西市	愛知県境長谷交差点																																	
路線名	設置場所																																		
国道1号	田方郡函南町	箱根峠																																	
国道42号	湖西市境宿	白須賀交差点																																	
国道52号	富士郡芝川町	甲駿橋																																	
	静岡市清水区興津中町	国道52号入口交差点																																	
東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC																																	
197	<p>4.9-2 海上交通の確保対策</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</p>	<p>4.9-2 海上交通の確保対策</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</p>																																	
199	<p>4.10-3 医療救護、防疫・保険衛生活動及び廃棄物処理</p> <p>3 廃棄物処理</p> <p>3-1 し尿処理</p> <p>(2) 市町</p> <p>イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。</p>	<p>4.10-3 医療救護、防疫・保険衛生活動及び廃棄物処理</p> <p>3 廃棄物処理</p> <p>3-1 し尿処理</p> <p>(2) 市町</p> <p>イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。</p>																																	

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
200	<p>4 1 0 - 5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、<u>(社)プレハブ建築協会</u>へ発災時の協力を要請する。</p>	<p>4 1 0 - 5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>へ発災時の協力を要請する。</p>
201	<p>第 1 1 章 県有施設設備の防災措置</p> <p>計画の内容</p> <p>2 公共施設等</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(1) 港湾及び漁港施設等</p> <p>ア 防潮施設等</p> <p>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行なうとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 岸壁等</p> <p>耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。</p> <p>(2) ～ (8) 略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(1) 港湾及び漁港施設等</p> <p>ア 防潮施設等</p> <p>津波の危険のある地域においては、水門、樋門等の閉鎖操作を行なう。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 岸壁等</p> <p>耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言とともに一般使用を禁止する。</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>	<p>第 1 1 章 県有施設設備の防災措置</p> <p>計画の内容</p> <p>2 公共施設等</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>(1) 港湾及び漁港施設等</p> <p>ア 防潮施設等</p> <p>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、<u>陸閘</u>、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行なうとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 岸壁等</p> <p>耐震<u>強化</u>岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。</p> <p>(2) ～ (8) 略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(1) 港湾及び漁港施設等</p> <p>ア 防潮施設等</p> <p>津波の危険のある地域においては、水門、<u>陸閘</u>、樋門等の閉鎖操作を行なう。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 岸壁等</p> <p>耐震<u>強化</u>岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言とともに一般使用を禁止する。</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>
202	<p>(4) 道路</p> <p>ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を<u>パトロールカー</u>、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。</p> <p>イ～オ 略</p>	<p>(4) 道路</p> <p>ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。</p> <p>イ～オ 略</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
204	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）</p> <p>（1）必要な電力の供給は継続する。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>3 略</p> <p>4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p> <p>（1）あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の<u>緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの</u>通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）</p> <p>（1）電力の供給は継続する。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>3 略</p> <p>4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p> <p>（1）あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の<u>緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する</u>。また、災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>
215	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>5 1 - 3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>（2）総務省東海総合通信局</p> <p>電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の<u>運用及び監理</u></p> <p>（3）～（6）略</p> <p>（7）農林水産省関東農政局静岡農政事務所</p> <p><u>食糧</u>の供給及び緊急引渡しの措置</p> <p>（8）～（17）略</p>	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>5 1 - 3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>（2）総務省東海総合通信局</p> <p>電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の<u>監理</u></p> <p>（3）～（6）略</p> <p>（7）農林水産省関東農政局静岡農政事務所</p> <p><u>食料</u>の供給及び緊急引渡しの措置</p> <p>（8）～（17）略</p>
216	<p>2 指定公共機関</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）日本郵政公社東海支社</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</p>	<p>2 指定公共機関</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）日本郵政公社東海支社</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
216	<p>カ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>キ <u>病院等による医療救護活動</u></p> <p>ク <u>簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動</u></p> <p>ケ <u>被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資</u></p> <p>(4) 日本銀行</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>	<p>カ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (削除)</p> <p>キ 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動</p> <p>ク 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資</p> <p>(4) 日本銀行</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
217	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p>イ <u>検視</u>（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</p>	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p>イ <u>検案</u>（社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）</p>
220	<p>第2章 情報活動</p> <p>5 2-4 情報伝達的手段</p> <p>3 その他の無線及び有線電話等</p> <p><u>孤立防止用無線</u>、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>5 2-4 情報伝達的手段</p> <p>3 その他の無線及び有線電話等</p> <p><u>孤立防止用無線電話</u>、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p>
226	<p>第5章 広域応援活動</p> <p>5 5-1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>1 県</p> <p>(4) 民間団体等に対する応援協力の要請</p> <p>ア 応援協力要請の対象となる民間団体等</p> <p>(ア) 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、<u>日本赤十字社奉仕団</u></p> <p>(イ) 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p> <p>2 県警察</p>	<p>第5章 広域応援活動</p> <p>5 5-1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>1 県</p> <p>(4) 民間団体等に対する応援協力の要請</p> <p>ア 応援協力要請の対象となる民間団体等</p> <p>(ア) 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、<u>赤十字奉仕団</u></p> <p>(イ) 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p> <p>2 県警察</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
227	<p>県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和<u>22</u>年法律第162号）」第60条第1項に基づく援助を要求することができる。</p>	<p>県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和<u>29</u>年法律第162号）」第60条第1項に基づく援助を要求することができる。</p>
3	<p>3 消防</p>	<p>3 消防</p>
227	<p>知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第24条の3</u>の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の<u>集積</u>場所及び到達ルート</p>	<p>知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」<u>第44条</u>の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の<u>集結</u>場所及び到達ルート</p>
4	<p>4 市町</p>	<p>4 市町</p>
	<p>(2) 他の市町長に対する応援要請</p> <p>市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>また、「消防組織法」<u>第21条</u>に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>	<p>(2) 他の市町長に対する応援要請</p> <p>市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>また、「消防組織法」<u>第39条</u>に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>
5 5 - 2	<p>5 5 - 2 自衛隊の支援</p>	<p>5 5 - 2 自衛隊の支援</p>
228	<p>1 自衛隊の災害派遣の要請</p>	<p>1 自衛隊の災害派遣の要請</p>
	<p>(3) 市町長の災害派遣要請の要求</p> <p>市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(2)のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>2 自衛隊との連絡</p> <p>(1) 情報交換</p> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては</p>	<p>(3) 市町長の災害派遣要請の要求</p> <p>市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(2)のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊<u>長</u>に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>2 自衛隊との連絡</p> <p>(1) 情報交換</p> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新																																				
228	<p>は横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地航空教育集団司令部と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>5※(又は 8※)- 839-9106</td> <td>5※(又は 8※)- 839-9100</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3500</td> <td>8※-844-9106</td> <td>8※-844-9100</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 航空教育集団司令部(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>5※(又は 8※)- 843-9106</td> <td>5※(又は 8※)- 843-9100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 5は地上系、8は衛星系</p> <p>(2) 連絡班の派遣等</p> <p>ア 知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、連絡班の派遣を要請する。</p>	機 関 名	電話番号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	5※(又は 8※)- 839-9106	5※(又は 8※)- 839-9100	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	8※-844-9106	8※-844-9100	航空自衛隊 航空教育集団司令部(浜 松基地)	053-472-1111	5※(又は 8※)- 843-9106	5※(又は 8※)- 843-9100	<p>横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>5※(又は 8※)- 839-9106</td> <td>5※(又は 8※)- 839-9100</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522(直通) 046-823-1009(夜間)</td> <td>8※-844-9106</td> <td>8※-844-9100</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>5※(又は 8※)- 843-9106</td> <td>5※(又は 8※)- 843-9100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 5は地上系、8は衛星系</p> <p>(2) 連絡班の派遣等</p> <p>ア 知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p>	機 関 名	電話番号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	5※(又は 8※)- 839-9106	5※(又は 8※)- 839-9100	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522(直通) 046-823-1009(夜間)	8※-844-9106	8※-844-9100	航空自衛隊 第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	5※(又は 8※)- 843-9106	5※(又は 8※)- 843-9100
機 関 名	電話番号			県防災行政無線																																		
		音 声	F A X																																			
陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	5※(又は 8※)- 839-9106	5※(又は 8※)- 839-9100																																			
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	8※-844-9106	8※-844-9100																																			
航空自衛隊 航空教育集団司令部(浜 松基地)	053-472-1111	5※(又は 8※)- 843-9106	5※(又は 8※)- 843-9100																																			
機 関 名	電話番号	県防災行政無線																																				
		音 声	F A X																																			
陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	5※(又は 8※)- 839-9106	5※(又は 8※)- 839-9100																																			
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522(直通) 046-823-1009(夜間)	8※-844-9106	8※-844-9100																																			
航空自衛隊 第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	5※(又は 8※)- 843-9106	5※(又は 8※)- 843-9100																																			
229	<p>4 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認められた場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、派遣部隊の撤収を要請する。</p> <p>5 経費の負担区分</p> <p>自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。</p> <p>5 5 - 3 海上保安庁の支援</p> <p>2 海上保安庁との連絡</p> <p>(2) 連絡員の派遣</p> <p>地震が発生したときは、清水海上保安部又は下田海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。</p> <p>第 6 章 災害の拡大防止活動</p>	<p>4 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認められた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、派遣部隊の撤収を要請する。</p> <p>5 経費の負担区分</p> <p>自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。</p> <p>5 5 - 3 海上保安庁の支援</p> <p>2 海上保安庁との連絡</p> <p>(2) 連絡員の派遣</p> <p>知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。</p> <p>第 6 章 災害の拡大防止活動</p>																																				

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
230	<p>5 6 - 1 消防活動</p> <p>5 県民の活動</p> <p>(1) 火気の遮断</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーの遮断をする。</p>	<p>5 6 - 1 消防活動</p> <p>5 県民の活動</p> <p>(1) 火気の遮断</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p>
231	<p>5 6 - 2 水防活動</p> <p>1 水防管理者及び水防管理団体の活動</p> <p>(1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫しているとき、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。</p> <p>なお呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</p>	<p>5 6 - 2 水防活動</p> <p>1 水防管理者及び水防管理団体の活動</p> <p>(1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫しているときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。</p> <p>なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</p>
238	<p>第9章 交通の確保対策</p> <p>5 9 - 1 陸上交通の確保</p> <p>2 情報の収集</p> <p>県は、国土交通省、<u>日本道路公団</u>、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。</p>	<p>第9章 交通の確保対策</p> <p>5 9 - 1 陸上交通の確保</p> <p>2 情報の収集</p> <p>県は、国土交通省、<u>中日本高速道路株式会社</u>、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。</p>
242	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>5 1 0 - 2 給水活動</p> <p>3 県民及び自主防災組織</p> <p>(1) 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>(3) <u>地域内の井戸</u>、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>(4) 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>5 1 0 - 2 給水活動</p> <p>3 県民及び自主防災組織</p> <p>(1) 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>(3) <u>地域内の飲用に適する井戸</u>、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>(4) 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>
	<p>5 1 0 - 3 燃料の確保</p> <p>1 県</p> <p>知事は、市町から炊き出しに必要なプロパンガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、<u>社団法人静岡県プロパンガス協会</u>に対し、その調達につき協力を要請する。</p>	<p>5 1 0 - 3 燃料の確保</p> <p>1 県</p> <p>知事は、市町から炊き出しに必要なプロパンガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>に対し、その調達につき協力を要請する。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
242	<p>5 1 0 - 4 医療救護活動</p> <p>1 医療救護活動の基本方針</p> <p>(6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ<u>トリアージ</u>を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <p>(1) 救護所</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) <u>重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）</u></p>	<p>5 1 0 - 4 医療救護活動</p> <p>1 医療救護活動の基本方針</p> <p>(6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ<u>重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）</u>を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <p>(1) 救護所</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) <u>「トリアージ」</u></p>
243	<p>5 1 0 - 4 医療救護活動</p> <p>3 県</p> <p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>略</p> <p>(3) 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を<u>指示</u>する。</p> <p>略</p> <p>(7) <u>災害拠点病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</u></p> <p>略</p> <p>4 市町</p> <p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>(2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>(3) 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</p> <p>(4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>(5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>(6) 輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。</p> <p>(7) 市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</p> <p>ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）</p> <p>イ 必要な救護班数</p> <p>ウ 医療救護活動を必要とする期間</p>	<p>5 1 0 - 4 医療救護活動</p> <p>3 県</p> <p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>略</p> <p>(3) 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を<u>要請</u>する。</p> <p>略</p> <p>(7) <u>被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を県外の医療施設へ搬送するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>略</p> <p>4 市町</p> <p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>(2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>(3) 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</p> <p>(4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>(5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>(6) 輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。</p> <p>(7) 市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</p> <p>ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）</p> <p>イ 必要な救護班数</p> <p>ウ 医療救護活動を必要とする期間</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
247	<p>エ 救護班の派遣場所 オ その他必要事項</p> <p>5 1 0 - 9 遺体の搜索及び処理</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 当該地域内の遺体の搜索及び処理は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察は遺体の搜索及び処理に協力する。</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>略</p> <p>2 遺体の搜索及び処理の活動等</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>略</p> <p>(4) 県への要請</p> <p>市町長は、遺体の搜索、処理、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p>ア 搜索、処理、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体処理に必要な器材、資材の数量</p>	<p>エ 救護班の派遣場所 オ その他必要事項</p> <p><u>(8) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</u></p> <p>5 1 0 - 9 遺体の搜索及び処理</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 当該地域内の遺体の搜索及び処理は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び処理に協力する。</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>略</p> <p>2 遺体の搜索及び処理の活動等</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>略</p> <p>(4) <u>広域火葬</u></p> <p><u>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</u></p> <p>(5) 県への要請</p> <p>市町長は、遺体の搜索、処理、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p>ア 搜索、処理、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ <u>広域火葬の応援が必要な遺体数</u></p>
247	<p>3 県</p> <p>(1) 略 (2) 略 (追加)</p>	<p>3 県</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p><u>(3) 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</u></p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
247	<p>5 1 0 - 1 0 応急住宅の確保</p> <p>2 県</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>イ あらかじめ協定した(社)プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</p>	<p>5 1 0 - 1 0 応急住宅の確保</p> <p>2 県</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>イ あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</p>
248	<p>第13章 県有施設及び設備等の対策</p> <p>5 1 3 - 1 県防災行政無線</p> <p>1 県庁統制局の機能確保</p> <p>(2) 県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用無線電話、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</p>	<p>第13章 県有施設及び設備等の対策</p> <p>5 1 3 - 1 県防災行政無線</p> <p>1 県庁統制局の機能確保</p> <p>(2) 県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立対策用衛星電話、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</p>
253	<p>5 1 3 - 3 公共施設等</p> <p>6 本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p>	<p>5 1 3 - 3 公共施設等</p> <p>6 本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p>
255	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>5 1 4 - 2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）</p> <p>1 電力供給設備に支障のない限り、供給を継続するが状況によって危険防止のため送電を停止する。</p>	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>5 1 4 - 2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）</p> <p>1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。</p>
257	<p>第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</p> <p>(5) 水道、電気及びガス事業</p> <p>イ 電気</p> <p>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの開放等の措置についての利用者への広報に配慮する。</p>	<p>第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</p> <p>(5) 水道、電気及びガス事業</p> <p>イ 電気</p> <p>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
260	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>61-4 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(2) 総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の<u>運用監理</u></p>	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>61-4 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(2) 総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の<u>監理</u></p>
261	<p>略</p> <p>(3)～(12)</p> <p>略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 管轄する基盤施設（<u>河川、道路など</u>）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ、ウ</p> <p>略</p> <p>(14)</p> <p>略</p> <p>(15) <u>国土交通省中部地方整備局（旧第五港湾建設局）</u></p> <p><u>港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な復旧・復興対策に関する計画・指導及び事業実施</u></p> <p>(16) 国土交通省東京航空局東京空港事務所</p> <p>復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>(17) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p>	<p>略</p> <p>(3)～(12)</p> <p>略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局</p> <p>ア 管轄する基盤施設（<u>河川、道路、港湾など</u>）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ、ウ</p> <p>略</p> <p>(14)</p> <p>略</p> <p>(削除)</p> <p>(15) 国土交通省東京航空局東京空港事務所</p> <p>復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p>
262	<p>津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(18) 第三管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶による沿岸周辺海域における治安の維持</p> <p>イ 海上輸送の安全確保に必要な措置</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(4) 日本銀行</p> <p>ア <u>被害状況の実態把握</u></p> <p>イ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>ウ 各種金融措置に関する広報</p>	<p>津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(17) 第三管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶による沿岸周辺海域における治安の維持</p> <p>イ 海上輸送の安全確保に必要な措置</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(4) 日本銀行</p> <p>ア <u>通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p>イ <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p>ウ <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新
262	<p>第4章 復興財源の確保</p> <p>64-1 予算の編成</p> <p>2 県</p>	<p>オ 各種措置に関する広報</p> <p>第4章 復興財源の確保</p> <p>64-1 予算の編成</p> <p>2 県</p>
265	<p>(2) 発災年度の予算の執行方針の策定</p> <p><u>執行を当面凍結すべき事業を抽出し、緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため予算執行方針を策定する。</u></p>	<p>(2) 発災年度の予算の執行方針の策定</p> <p><u>緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。</u></p>
266	<p>64-2 復興財源の確保</p> <p>2 県</p> <p>(2) その他の財源確保策</p> <p>復興を目的とした宝くじの発行等により、<u>復興財源の確保を検討する。</u></p>	<p>64-2 復興財源の確保</p> <p>2 県</p> <p>(2) その他の財源確保策</p> <p>復興を目的とした宝くじの発行等による<u>復興財源の確保を検討する。</u></p>
266	<p>4 市町</p> <p>(2) その他の財源確保策</p> <p>復興を目的とした公営競技の開催による復興財源の確保を検討する。</p>	<p>4 市町</p> <p>(2) その他の財源確保策</p> <p>復興を目的とした公営競技等<u>の開催による復興財源の確保を検討する。</u></p>
	<p>65-1 震災復興基金の設立</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、復旧・復興対策を円滑に実施するため必要となる莫大な財政需要に対処するため、発災後、必要に応じ<u>被災した市町と共同で震災復興基金を設立する。</u></p> <p>基金の設立に当たっては、次の点を明確にする。</p> <p>ア 基金の運営団体</p> <p>イ 出捐者及び出捐比率</p> <p>ウ 運用財産の貸付者及び貸付比率</p> <p>エ 事業の内容</p> <p>オ その他</p>	<p>65-1 震災復興基金の設立</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、復旧・復興対策を円滑に実施するため必要となる莫大な財政需要に対処するため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。</p> <p>基金の設立に当たっては、次の点を明確にする。</p> <p>ア 基金の運営団体</p> <p>イ 出捐者及び出捐比率</p> <p>ウ 運用財産の貸付者及び貸付比率</p> <p>エ 事業の内容</p> <p>オ その他</p>
275	<p>第8章 被災者の生活再建支援</p> <p>68-7 相談窓口の設置</p> <p>2 県</p> <p>(1) 震災復興相談センターの開設</p> <p>発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、各総合庁舎に震災復興相談センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。</p>	<p>第8章 被災者の生活再建支援</p> <p>68-7 相談窓口の設置</p> <p>2 県</p> <p>(1) 震災復興相談センターの開設</p> <p>発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、<u>各方面本部単位</u>に震災復興相談センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（地震対策編）

ページ	旧	新

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（原子力対策編）

ページ	旧	新																
4	<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="329 491 1377 674"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊</td> <td>1 災害応急対策の支援</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>2 緊急時モニタリングの支援</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊航空教育集団司令部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 東海地震対策</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援	海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援	航空自衛隊航空教育集団司令部		<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="1584 491 2632 674"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊</td> <td>1 災害応急対策の支援</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>2 緊急時モニタリングの支援</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第11飛行教育団</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 東海地震対策</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援	海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援	航空自衛隊第11飛行教育団	
機 関 名	所 掌 事 務																	
陸上自衛隊第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援																	
海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援																	
航空自衛隊航空教育集団司令部																		
機 関 名	所 掌 事 務																	
陸上自衛隊第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援																	
海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援																	
航空自衛隊第11飛行教育団																		
33	<p>1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>2 警戒宣言発令時には、原子力発電所は地震防災強化計画に基づき原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表(4-2-1)により報告するものとする。</p> <p>3 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p>	<p>1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p> <p>2 <u>注意情報発表時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>警戒宣言発令時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表(4-2-1)により報告するものとする。</u></p> <p>4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p>																